

# 北海道・無年金障害者をなくす会



平成 18 年 10 月 7 日街頭署名

障害年金を重要な生活の糧としている障害者にとって、障害年金が無いことは生活上の大きなハンディとなります。私たちは学生への国民年金法の適用を排除した規定が無効であって、国には学生無年金障害者に対して障害基礎年金を支給する義務があると考え、現在全国で 28 名が裁判へ訴えています。

## － 障害基礎年金支給を求めて －

### ■学生無年金障害者とは…

平成 3 年 3 月以前は、20 歳を過ぎた学生は国民年金へは任意加入で「入っても、入らなくてもよい」とされていました。この任意加入制度には保険料の免除制度も無く、収入の無い学生に加入は難しく、また制度はほとんど知らされておらず、加入率が 1% 強に過ぎませんでした。この時期に重い障害を持ったものは、無年金障害者となりました。同じような状況はサラリーマンの主婦や在日外国人にも見られました。その他、様々な理由で障害年金を受給できていない重度の障害者は、全国で 12 万人といわれています。

### 活動の経過

1998 年 9 月 29 日	北海道・無年金障害者をなくす会 結成
1998 年 10 月 8 日	全国一斉集団裁定請求（北海道から 3 名）
2001 年 5 月 9 日	社会保険審査会が全員の請求棄却
2001 年 7 月 5 日	集団提訴（北海道の原告は 4 名）
2001 年 8 月 27 日	札幌地裁で第 1 回期日（意見陳述）
2002 年 6 月 17 日	坂口大臣「無年金障害者問題」解決に言及
2004 年 3 月 24 日	東京地裁で勝訴判決
2004 年 10 月 28 日	新潟地裁で勝訴判決
2004 年 12 月 3 日	特別障害給付金法が成立
2005 年 3 月 3 日	広島地裁不支給処分取消の完全勝訴判決
2005 年 3 月 14 日	東京高裁で逆転敗訴判決
2005 年 7 月 4 日	札幌地裁で原告敗訴の判決
2006 年 1 月 18 日	札幌高裁で第 1 回控訴審
2006 年 7 月 3 日	北海道・「提訴 5 周年の集い」開催
2006 年 7 月 23 日	東京・「学生無年金障害者訴訟の勝訴をめざすみんなのつどい」開催
2006 年 12 月 8 日	札幌高裁で第 5 回控訴審（結審）

### ■裁判

裁判では以下のことを根拠に闘っています。

- ・20 歳前の学生（20 歳前であれば、重度の障害者となった場合、保険料の負担無しに障害基礎年金が支給される）、20 歳を過ぎた非学生（強制加入）との間に不合理な差別があり、法の下での平等を保障した憲法 14 条に違反する。
- ・制度を作った昭和 34 年から平成 3 年まで、国は学生無年金障害者の発生と、必要な方策について知りながら、何の対策もとらなかったことは、国が社会保障の向上及び増進に努めるべきことをうたった憲法 25 条に違反する。
- ・初診日が 20 歳を過ぎている多くの精神障害者は、その多くが 20 歳前に発病しており、障害年金を受給する権利がある。



**最高裁判所に口頭弁論の開催と  
公正な判決を求める  
10 万人の要請署名にご協力ください。**

「北海道・無年金障害者をなくす会」事務局  
札幌市中央区南 4 条西 10 丁目  
財団法人北海道難病連内  
TEL:011(512)3233 ・ FAX:011(512)4807  
HP : <http://www.dosanko.org/nenkin/>  
メール : [munenkin@do-nanren.jp](mailto:munenkin@do-nanren.jp)

郵便振替 : 02790-6-20053

（名義 : 北海道・無年金障害者をなくす会）